

じん肺法施行規則等が改正されるとともに、じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等が変わりました

平成22年7月1日から、じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第82号)が改正・施行されました。

主な改正点は以下のとおりです(改正内容リーフレット等と合わせてご参照願います)。※下波線のクリックで厚生労働省HPにリンクします。

1 じん肺健康診断結果証明書(様式第3号)関係

※下線のクリックで様式がダウンロードできます。

- ①「肺機能検査」に「1秒量予測値」と「%1秒量」を記入する欄が追加され、「 \dot{V}_{25} /身長」を記入する欄が削除されました。
- ②じん肺健康診断では、じん肺やじん肺の合併症の健康管理に役立てるため、「喫煙歴」を記入する欄が新たに設けられました。

2 健康管理手帳(じん肺)関係

- ①粉じん作業業務に従事した方に交付される健康管理手帳の様式第8号(2)(4頁～5頁)の「肺機能検査」の「第1次検査」の欄に「%1秒量」を記入する欄が追加され、「 \dot{V}_{25} /身長」を記入する欄が削除されました。合わせて、「第2次検査」の欄に「酸素分圧」を記入する欄が追加されました。
- ②健康管理手帳(じん肺)による健康診断実施報告書の様式第9号(2)(医療機関から都道府県労働局長へ報告していただく様式。)における「肺機能検査」において、「1秒量予測値」と「%1秒量」を記入する欄が追加され、「 \dot{V}_{25} /身長」を記入する欄が削除されました。また、「喫煙歴」を記入する欄が新たに設けられました。

3 肺機能検査および検査結果の判定等関係(じん肺法)

(1)肺機能検査の項目

ア 拘束性換気障害の指標として%肺活量を用いるとともに、肺活量の正常予測値として、2001年に日本呼吸器学会が提案した以下の予測式を用いることになりました。

男性： $0.045 \times \text{身長}(\text{cm}) - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L)

女性： $0.032 \times \text{身長}(\text{cm}) - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

イ 閉塞性換気障害の指標として、1秒率及び1秒量を用いるとともに、1秒量の正常予測値として、2001年に日本呼吸器学会が提案した以下の予測式を用いることになりました。

男性： $0.036 \times \text{身長}(\text{cm}) - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

女性： $0.022 \times \text{身長}(\text{cm}) - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)

(2) 肺機能検査結果の判定

じん肺の肺機能検査の結果、以下の場合には「著しい肺機能障害」と判定します。

- ・ %肺活量が 60%未満の場合
 - ・ 1秒率が 70%未満、かつ、%1 秒量が 50%未満である場合
 - ・ %肺活量が 60%以上 80%未満である場合、
 - ① 1 秒率が 70%未満、かつ、%1 秒量が 50%以上 80%未満である場合
- または

- ②呼吸困難度が Fletcher-Hugh-Jones の分類に基づき第Ⅲ度以上で、動脈血酸素分圧(PaO₂)が 60Torr 以下であること、または、肺胞気動脈血酸素分圧較差(AaDO₂)が「限界値」を超えること。

(下線のクリックで別表限界値が表示されます。)

※ 肺機能検査の結果および 2 次検査の実施の判定に当たっては、上記の判定基準を唯一絶対とするものではなく、粉じん作業の職歴、エックス線写真像、既往歴や過去の健康診断の結果、自覚症状や臨床所見、その他の検査等を含めて医師が**総合的に判断**してください。

※ この判定基準を満たさない場合であっても、医師が総合的な評価に基づいて「**著しい肺機能障害**」の有無の判定を行った場合には、その**医学的事由**をできるだけ詳細に「じん肺健康診断結果証明書」の「**医師意見**」欄にご記入ください。

じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR (FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について

じん肺法に基づく、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定に用いるエックス線写真に関して、**デジタル写真**である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」(**DR(FPD)写真**)と、Computed Radiography による写真(**CR 写真**)について、以下のとおりとなりましたのでご留意願います。

1 DR(FPD)写真および CR 写真の各種条件

じん肺健康診断等において、DR(FPD)写真および CR 写真を用いて検査を行う場合の各種条件については、別紙「**DR(FPD)撮像表示条件確認表**」、別紙「**CR 撮像表示条件確認表**」に定めるところによる必要があります。

(下線のクリックで確認表が表示されます。)

じん肺健康管理区分の決定の審査を行う際は、これ以外の条件による DR (FPD)写真及び CR 写真では審査できませんので、ご留意ください。

2 上記 1 の条件を満たした上で、以下の点をご確認ください。

- ①全肺野の細部まで十分に読影が可能であること。
- ②適正な濃度とコントラストであること。
- ③陰影が強調され過ぎていないこと。